

平成 24 年 11 月 5 日

各位

株式会社北洋銀行

## 北洋銀行は国内第一弾で 「経営革新等支援機関」に認定されました

北洋銀行は、国（経済産業省）より、「中小企業経営力強化支援法（※）」に基づく「経営革新等支援機関」に認定されました。

本制度は、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務に必要な専門的な知識や実務経験が一定レベル以上であることを認定するものです。

北洋銀行は、本認定制度の支援措置である「中小機構からの技術・知財管理・海外展開等に関する専門家派遣」および「北海道信用保証協会の経営力強化保証制度」を最大限に活用します。

今後も当行は、中小企業の多様化・複雑化している様々な経営課題（創業支援、事業計画作成支援、事業承継・M&A、販路開拓・マーケティング、海外展開、金融・財務）に取組み、専門性の高い「コンサルティング機能」を発揮して、「道内中小企業の経営力の強化」を支援していきます。

（※） 24年6月21日成立

正式名称：中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律

以 上